

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 センター等  
各 総合県民局

徳島県魅力度向上推進チーム設置規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県魅力度向上推進チーム設置規程

(設置)

**第一条** にぎわいの創出に資する交流拠点施設の整備及びコンテンツの拡大等による本県の魅力度の向上に係る取組を、迅速かつ着実に実施するための全庁的な推進体制を構築するため、徳島県魅力度向上推進チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(構成等)

**第二条** チームは、観光スポーツ文化部交流拠点戦略課及び観光政策課にぎわい創出室並びに県土整備部都市計画課及び営繕課をもって構成する。

2 知事戦略局交流拠点整備担当部長は、チームの事務をつかさどる。

3 知事は、必要に応じて、職員のうちからチームリーダーを指名する。

4 チームリーダーは、部局横断的な事業の推進に係る企画及び総合調整を行う。

(雑則)

**第三条** この規程に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。